

地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第39号）の趣旨を踏まえ、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員又は暴力団関係者であることなどが判明した場合における入札参加除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法人の契約 法人が一般競争入札又は指名競争入札その他の方法により行う契約をいう。
 - ア 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「建設工事等」という。）
 - イ 物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）
- 二 有資格業者 法人の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- 三 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- 四 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者。
- 五 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 六 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 七 暴力団関係者 暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(入札参加除外)

第3条 理事長は、有資格業者が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、入札参加除外等審査会（以下「審査会」という。）の議を経て当該措置要件について同表に定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

- 2 理事長は、有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた組合（以下「組合等」という。）を、前項の規定により入札から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても審査会の議を経て、当該組合等の入札から除外される期間、入札から除外するものとする。
- 3 理事長は、組合等の構成員のうちの有資格業者を、第1項の規定により入札から除外

するときは、当該組合等についても審査会の議を経て、当該有資格業者の入札から除外される期間、入札から除外するものとする。

- 4 理事長は、有資格業者が別表第1に掲げる措置要件に該当すると認められる事案の発覚後、入札参加除外決定までに措置要件に該当すると認められる役員等を変更した場合についても審査会の議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

(入札参加除外の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表第1に掲げる措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加除外の期間は、当該措置要件ごとに別表第1に規定する期間の最も長いものをもって入札参加除外の期間とする。

- 2 理事長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1に規定する期間又は前項の規定による入札参加除外の期間を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、別表第1又は前項の規定にかかわらず入札参加除外の期間を別表第1又は前項の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

- 3 理事長は、入札参加除外の期間中の有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項に規定する期間の範囲内で入札参加除外の期間を延長することができる。

- 4 理事長は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者が、当該措置の期間が満了する前に有資格業者でなくなった後再び有資格業者となったときは、当該有資格業者について当該措置の期間が満了する日に相当する日までは、引き続き当該措置を受けているものとみなす。

(入札参加除外の解除)

第5条 理事長は、入札参加除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたとき又は入札参加除外の期間が経過し除外理由の事実が改善されたと認めたときは、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

(入札参加除外等の通知)

第6条 理事長は、前三条の規定により入札参加除外等の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、理事長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第7条 発注機関の長は、入札参加除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としな

いものとする。

(下請負等の禁止)

第8条 発注機関の長は、入札参加除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承

認してはならない。

(妨害の際の措置)

第9条 発注機関の長は、契約の相手方が、当該契約の履行に関し暴力団員又は暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出等を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第10条 理事長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第11条 法人に第3条及び第4条に規定する入札参加除外に関する審議を行うため、審査会を設置する。

(審査会の組織)

第12条 審査会は、当該入札を所掌する業者選定委員会をもって組織する。

(審査会の会長等の職務)

第13条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第14条 審査会は、必要の都度会長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつやむを得ない理由により審査会を開催できないときは、審議事項を記載した書面を委員に回付して、審査会の審議に代えることができる。

(県警察本部との連携)

第15条 審査会は、県警察本部との密接な連携のもとに運営するものとする。

2 会長が必要と認めるときは、審査会に県警察本部の参加を求めることができる。

(入札参加除外の公表)

第16条 理事長は、第3条各項の規定により入札参加除外を行ったとき(第4条第4項の規定により入札参加除外の措置を受けているものとみなされた場合を含む。)は、その事実を公表するものとする。

2 理事長は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者が第5条の規定により入札参加除外を解除されたとき、又は有資格業者でなくなったときは、公表を取りやめるものとする。

(守秘義務)

第17条 審査会の委員及び当該審査会の事務局職員は、審査会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、暴力団員及び暴力団関係者の排除に関し必要

な事項は、そのつど理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員若しくは暴力団関係者であるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力、暴力団員又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 県内で行われたもの ロ 県外で行われたもの	逮捕又は公訴を知った日から12月 逮捕又は公訴を知った日から6月